

さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月27日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第18号

さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市授業料等徴収条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあたっては「改正部分」と、改正後の欄にあたっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（徴収の方法）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第5条第1項に規定する受給権者として同法第6条第2項に規定する期間(同法第8条第1項の規定により高等学校等就学支援金の支給が停止された期間を除く。)に高等学校等就学支援金の支給を受ける者に対する授業料の徴収は、市が高等学校等就学支援金を当該者に代わって受領することをもって充てる。</p> <p style="text-align: center;">（授業料等の還付）</p> <p>第2条の2 条例第<u>5</u>条ただし書に規定する既納の授業料等の全部又は一部の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)</u> 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。</p>	<p style="text-align: center;">（徴収の方法）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第5条第1項に規定する受給権者として同法第6条第2項に規定する期間(同法第8条第1項の規定により高等学校等就学支援金の支給が停止された期間及び同法第9条の規定により高等学校等就学支援金の支払を差し止められた期間を除く。)に高等学校等就学支援金の支給を受ける者に対する授業料の徴収は、市が高等学校等就学支援金を当該者に代わって受領することをもって充てる。</p> <p style="text-align: center;">（授業料等の還付）</p> <p>第2条の2 条例第<u>6</u>条ただし書に規定する既納の授業料等の全部又は一部の還付は、次の各号<u>(進級料、入学科及び入学選考手数料にあつては第1号又は第3号)</u>のいずれかに該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)</u> <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条の規定による届出をしなかったことにつき正当な理由が認められた場合で、高等学校等就学支援金の支給を遡って受けることができることとなった月の分の授業料のうち既納のものがあるとき。</u></p> <p><u>(3)</u> 前<u>2</u>号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市授業料等徴収条例施行規則の規定にかかわらず、令和7年度分以前の授業料等の還付については、なお従前の例による。